

参 考

(電子メール施行)

平成29年(2017年)10月3日

一般社団法人 姫路薬剤師会会長 様

姫路市保健所長 田所 昌也

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
施行規則の一部を改正する省令等の施行等について

平素より本市の保健衛生業務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、「医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」、「薬局等構造設備規則の一部を改正する省令」及び「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部を改正する省令」が平成29年9月26日付で交付及び施行されました。

つきましては、別添のとおり、官報写しおよび施行通知を送付しますので、貴会
会員機関へ周知していただきますようお願い申し上げます。

(担当)

〒670-8530

姫路市坂田町3番地

姫路市保健所 総務課 松岡

TEL : 079-289-1631

FAX : 079-289-0210

E-mail: hokensho-iyaku@city.himeji.lg.jp